

平成30年9月18日

事業主様

兵庫県建築健康保険組合

日本国内に住所を有する被扶養者の認定事務について（お知らせ）

健康保険の被保険者に扶養される者（以下「被扶養者」といいます。）については、健康保険法第3条第7項各号において、「被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫及び兄弟姉妹であって、主としてその被保険者により生計を維持するもの」、「被保険者の三親等内の親族で前号に掲げる者以外のものであって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの」等と規定されているところです。

今般、健康保険組合における日本国内に住所を有する者で被扶養者の認定を受けようとする者（以下「国内認定対象者」といいます。）の認定事務について、下記のとおり整理した旨、平成30年8月29日付け保保発0829第2号をもって厚生労働省保険局保険課長から健康保険組合理事長あてに通知（以下「本通知」といいます。）がありましたので、お知らせします。

本通知は、不適切な被扶養者の認定を回避するため、原則として公的証明書等の添付を求め、各保険者（健康保険組合）において認定するよう改めて整理し、徹底を依頼するために発出されました。

なお、本通知の取扱いは、平成30年10月1日から適用することとし、今後も現状を踏まえつつ、改定を行うこととされています。

記

1 身分関係の確認

公的証明書等の添付を求めることにより、被保険者との身分関係を確認すること。

ただし、既に身分関係を確認するための情報を保険者又は事業主が取得している場合は、公的証明書等の添付を省略することができる。

なお、任意継続被保険者の資格取得時における国内認定対象者の身分関係の確認については、従前と変更がなければ、公的証明書等の添付を省略することができる。

2 生計維持関係の確認

(1) 認定対象者の収入の確認

国内認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上又は障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は、年間収入が180万円未満）であることを公的証明書等で確認すること。

(2) 被保険者と国内認定対象者が同一世帯である場合の確認

上記(1)の確認に加え、同一世帯であることを確認できる公的証明書等の添付を求めることに

より、被保険者と同一世帯であることを確認すること。

国内認定対象者が被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫及び兄弟姉妹以外の三親等内の親族である場合は、被保険者と同一世帯に属している必要があること。

(3) 被保険者と国内認定対象者が同一世帯に属していない場合の確認

上記(1)の確認に加え、国内認定対象者に対する被保険者からの送金事実と仕送り額について、次のいずれかの書類の添付を求めることにより、国内認定対象者の年間収入が被保険者からの援助による収入額より少ないことを確認すること。

- ・仕送りが振込の場合は預金通帳等の写し
- ・仕送りが送金の場合は現金書留の控え（写しを含む。）

ただし、既に生計維持関係を認定するための情報を保険者又は事業主が取得している場合は、公的証明書等の添付を省略することができる。

3 本通知に関連して、取扱いの詳細についてのQ & A（要点）

- (Q 1) 本通知は「国内認定対象者」を対象としているが、日本国籍の者に限らず、外国籍の者で日本に在住している者を被扶養者とする場合も、本通知に基づき、被扶養者の認定を行うこととなるのか。
- (A 1) 日本国籍の者に限らず、外国籍の者で日本に在住している者を被扶養者とする場合も、本通知に基づき、被扶養者の認定を行うこととなる。
- (Q 2) 本通知の適用が、平成 30 年 10 月 1 日とされている理由如何。
- (A 2) 本通知の適用にあたっては、事業主及び加入者への事前通知等が必要な場合が想定されることから、一定の周知期間を設けたうえで、平成 30 年 10 月 1 日から適用することとしている。
- (Q 3) これまで被保険者が公的証明書等を提出できない場合において、保険者が被保険者本人の申立てにより扶養関係の確認を行っていた場合があるが、本通知によりこれを認めない、ということか。
- (A 3) 被保険者本人の申立てのみにより扶養関係を認定することは、認められない。
ただし、既に身分関係を認定するための情報を保険者又は事業主が取得している場合は、公的証明書等の添付を省略することができる。
- (Q 4) 被保険者及び国内認定対象者のいずれも戸籍を有しておらず、同一世帯に属していない場合、身分関係の確認の確認にあたり、どのような書類を添付すればよいか。
- (A 4) 被保険者及び国内認定対象者のいずれも戸籍を有しておらず、同一世帯に属していない場合として、例えば、被保険者及び国内認定対象者がいずれも外国籍の者であることが考えられるが、その際は、母国において発行される続柄が確認できる公的証明書（外国語で作成されたものであるときは、翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付）の添付を求めること等が考えられる。
- (Q 5) 機微情報を含む戸籍謄本のような証明書類を加入者が事業主に見られたくない又は事業主が取扱いたくないと考える場合は、どのように対応すべきか。
- (A 5) 被保険者と国内認定対象者の続柄等、認定のための確認に必要な箇所以外は、被保険者においてマスキングして事業主に提出してもらう等の対応が考えられる。
また、被保険者から保険者への証明書類の直接提出について禁止しているものではない。

(Q 6) 身分関係等を認定するための情報を保険者又は事業主が取得している場合とは、具体的にどのような場合が想定されるか。

(A 6) 例えば、身分関係・生計維持関係については、事業主が扶養手当を支給している等、被保険者と国内認定対象者の関係を自らの保有している情報に基づき確認している場合が想定され、身分関係については、保険者が出産育児一時金を支給している場合や国内認定対象者の個人番号を用いて確認する場合等が想定される。

(Q 7) 国内認定対象者が新生児であり、届出時に公的証明書等の添付ができず、保険者又は事業主が認定するための情報を把握していない場合、何を求めればよいか。

(A 7) 原則として戸籍謄本や住民票等の公的証明書の提出、又は保険者又は事業主が取得している情報による認定が必要である。

なお、緊急に被保険者証を発行する必要がある場合は、認定時には公的証明書等の添付を省略し、認定後、速やかに住民票や個人番号等を届出させる取扱いとしても差し支えない。

(Q 8) 仕送りが預金通帳等により確認できない場合（例えば、現金手渡しの場合や現金以外を給付している場合、世帯用のクレジットカードを使用させている場合等）、同一世帯に属していない被扶養者の認定は認められないということか。

(A 8) 申立てのみでは認めない。

なお、現金の手渡しや現物（食料、衣料等）を渡すことにより被保険者が生計維持をしている場合は、国内認定対象者の住民票で住所、課税証明書等で年間収入を確認し、実質的に生計維持をしていることが認められる場合は、認定できるものとする。

実質的に生計維持をしていることが判断できるものについては、例えば、手渡しをする現金を定期的に口座から引き落とししたことが分かる預金通帳の写しなどが考えられる。

(Q 9) 被保険者資格取得日において、仕送りがまだ行われていない者への認定方法如何。また、仕送りの認定にあたり、何回以上必要となるか。

(A 9) 原則として被保険者本人の申立てで認定を行うことは認められない。被保険者の資格取得日において、まだ仕送りが行われていないのであれば、添付資料が提出できないため、認定することはできない。初回の仕送りがなされた時点で、添付資料により仕送りの事実を確認した上で、被扶養者の要件を満たしていれば、被扶養者として認定できるものとする。

また、回数については、年間複数回の仕送りを予定している場合や年間複数回かつ一定額ではない仕送りを予定している場合は、仕送り回数及び各回の仕送り予定額を確認し、被扶養者認定日時点においては、今後1年間で生計維持に必要な限度の金額となるような回数等であれば可とするが、その後の保険者による被扶養者に係る確認時において、改めて実績に基づく仕送りの金額及び回数を確認し、継続した仕送りによる生計維持が確認できない場合は、当該事実が確認できなくなった時点に遡って削除するものとする。

なお、初回の被扶養者認定における仕送り予定回数及び各回の仕送り予定額については、公的証明書等による実態の確認が困難であり、そのことを理由として認定を行わないことに合理性が認められず、その後の被扶養者に係る確認時においては事実確認のための書類の提出を求め、実態の確認が可能であると考えられることから、本人申立てにより確認を行って差し支えない。

(Q10) 国内認定対象者が16歳未満の子である場合に、収入を確認するための書類の添付は必要か。

(A10) 16歳未満の子である場合は、収入を確認するための書類は要さない。
また、被保険者と国内認定対象者が同一世帯に属していない場合、送金の事実と仕送り額を確認するための書類も要さない。

(Q11) 学生を被扶養者とする場合も、送金事実と仕送り額を確認するための書類の添付は必要か。

(A11) 国内認定対象者が学生の場合は、送金事実と仕送り額を確認するための書類を省略して差し支えない。
また、個人番号を用いて生計維持関係の確認をする場合は、収入を証明する公的証明書等を省略して差し支えない。

※ 国内認定対象者の扶養認定にあたっては、本通知の取扱いに加え、健康保険組合としての判断基準を追加することや、健康保険組合の判断により判断基準を緩和することは認められないことになっていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

※ 平成30年7月26日付け建保発第125号をもって、当健康保険組合理事長から事業主様あてに、健康保険被扶養者認定取扱要領の策定についてお知らせしたところであり、今般の本通知の内容と照らし合わせたところ、当該取扱要領を見直す必要はないと考えていますので、よろしくお取り計らい願います。

なお、次の懸案事項について、より適正に事務を行うための通知を行っていただくよう、健康保険組合連合会から厚生労働省保険局保険課に要望していますことを申し添えます。

- 1 夫婦共同扶養における認定
- 2 親の認定
- 3 自営業者の認定
- 4 外国人の認定